

中小企業の振興のため、以下のとおり「**実態調査の実施**」「**振興条例の制定**」「**振興計画の策定**」を実施するとともに、その計画に基づく施策の検討を実施していくこととします。



中小企業の振興を図るためには、経営動向等を正確に把握し、時宜にかなう施策を展開する必要があることから、実態調査を実施することにより、中小企業の状況を把握し、**振興を図るための基礎資料**とします。



地域の発展に大きく関わる中小企業の重要性を鑑み、中小企業の振興を図るための方針を示す必要があることから、振興条例を制定することにより、そのための**基本理念や基本方針を定めるとともに、関係者の責務や役割を明確化**します。



条例で定める基本理念や基本方針を具体化するため、中小企業振興に関する計画や目標値を示す必要があることから、振興計画を策定することにより、**中小企業の振興を総合的かつ計画的に推進**します。



中小企業の振興を図るため、中小企業の代表者、中小企業の支援機関や金融機関などで構成する松前町中小企業振興審議会を組織し、**調査内容の検討のほか、条例や計画に定める内容などについて審議**を行います。